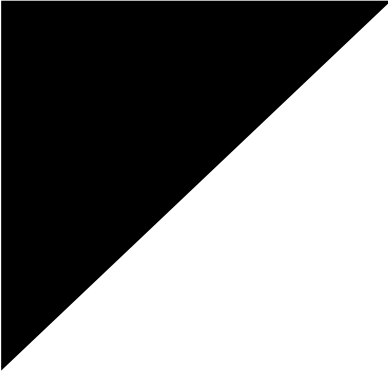




監査結果報告書

平成 29 年度（2017 年度）No.3

定期監査（下期）
財政援助団体監査
出資団体監査



旭川市監査委員

旭 監 第 73 号
平成30年3月30日

旭 川 市 長 西 川 将 人 様
旭 川 市 議 会 議 長 笠 木 薫 様

旭川市監査委員 長谷川 明 彦
旭川市監査委員 坪 沼 一 成
旭川市監査委員 中 川 明 雄
旭川市監査委員 福 居 秀 雄

監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定 期 監 査

1	監 査 の 対 象 事 務	1
2	監査の対象部局及び対象期間	1
3	監 査 の 実 施 期 間	1
4	重要リスク及び監査の着眼点	2
5	監 査 の 方 法	3
6	監 査 の 結 果	3

第 2 財 政 援 助 団 体 監 査

1	監査の対象団体等	8
2	監 査 の 実 施 期 間	8
3	重要リスク及び監査の着眼点	8
4	監 査 の 方 法	9
5	監 査 の 結 果	9

第 3 出 資 団 体 監 査

1	監査の対象団体等	11
2	監 査 の 実 施 期 間	11
3	重要リスク及び監査の着眼点	11
4	監 査 の 方 法	13
5	監 査 の 結 果	13

第 1 定 期 監 査

1 監査の対象事務

監査の対象については，リスクを考慮して選定するものとし，市民サービスへの影響，財政負担の有無，発生可能性の観点からリスクの重要度を評価した上で，過去の監査の実施状況等を勘案し総合的に評価した結果，監査実施の優先度が高いと判断される次の事務とした。

- (1) 収入に関する事務のうち，支所の現金取扱事務
- (2) 支出に関する事務のうち，補助金等交付事務及び旅費（嘱託職員に係る通勤費は除く。）に関する事務

2 監査の対象部局及び対象期間

対 象 部 局	収 入 に 関する事務	支 出 に 関する事務		対 象 期 間
	現金取扱事務 （ 支 所 ）	補助金等 交付事務	旅費に関 する事務	
総 務 部	—	○	○	平成29年 4月1日 ～ 平成29年 10月31日
市民生活部	○ (※1)	○	○	
福祉保険部	—	○	○	
保 健 所	—	○	○	
環 境 部	—	○	○	
農 政 部	—	○	○	
土 木 部	—	○	○	

注) 対象事務のある部局は「○」，ない部局は「—」で表示

※1 対象は永山支所

3 監査の実施期間

平成29年12月1日から平成30年3月16日まで

4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク（対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。）及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

(1) 収入に関する事務

○ 現金取扱事務

重要リスク	監査の着眼点
・ 取扱金額の誤り	・ 現金と、領収書等の証拠書類や現金出納簿等の出納関係帳簿は一致しているか。
・ 出納関係帳簿等の不備	・ 現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。 ・ 領収書の取扱いは適正に行われているか。 ・ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。また、日々、出納関係帳簿等の点検を行っているか。 ・ 領収書を発行しない収納金の確認は適正に行われているか。
・ 現金の紛失や盗難 ・ 私金との混同 ・ 現金の着服	・ 現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか。 ・ 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。 ・ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。 ・ 釣銭資金の設定、取扱いと保管は適正に行われているか。 ・ 金額確認は2人以上の体制で実施しているか。

(2) 支出に関する事務

○ 補助金等交付事務

重要リスク	監査の着眼点
・ 必要性の乏しい事業への交付	・ 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。 ・ 補助の効果は確認されているか。
・ 交付額や交付時期の誤り	・ 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。 ・ 補助金等の交付時期は妥当であるか。 ・ 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
・ 対象外経費への充当	・ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。 ・ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。

○ 旅費（嘱託職員に係る通勤費は除く。）に関する事務

重要リスク	監査の着眼点
・ 過大又は過少積算 ・ 支出漏れや時期の誤り	・ 旅費の積算において、運賃・宿泊費・日当等の金額は正確か。また、積算資料は添付されているか。 ・ 支出負担行為及び支出（支払方法を含む。）に係る手続は、適時、適正に行われているか。
・ 不経済な経路による積算	・ 旅費計算は最も経済的な通常の経路により行われているか（旭川空港の利用促進を除く。）。
・ 履行の確認不足による精算誤り	・ 旅費支出の目的、履行確認ができる文書等が整備されているか。
・ 必要性に乏しい出張等の実施	・ 目的・期間・時期・人員等、必要性が明確でない又は乏しい旅費の支出はないか。

5 監査の方法

監査対象部局から提出された資料をもとに、当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査により各種書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

6 監査の結果

監査対象部局別の結果は以下のとおり、収入に関する事務は適正に処理されていると認められたが、支出に関する事務については、一部の部局を除いて不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘等を受けたことを十分踏まえ、それぞれ必要な措置を講じ、事務処理に万全を期されたい。

なお、今年度は補助金等交付事務及び旅費に関する事務を重点項目として監査を実施したところであるが、旅費に関する事務については、旅費の積算が適正に行われていないものなどがあり、また、補助金等交付事務については、補助対象経費の算定誤りや支出証拠書類の不備など交付要綱等に基づいた事務処理となっていないもの、更には交付要綱等自体に誤りがあるものもあった。

いずれも意思決定までの過程で確認が不足しており、特に補助金等交付事務では、交付要綱等の内容の理解が不十分なまま前例踏襲により事務処理が進められている状況が見受けられたことから、組織内のチェック体制の形骸化防止と、漫然と業務が継続されないよう職員一人一人の意識改善に向けた取組を進め、適切かつ厳正な事務の執行に努められたい。

総務部

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旭川市私立専修学校教育推進補助金の補助対象経費の算定に当たり、教材教具の充実及び教職員の研修・研究に係る経費としては対象にならない企画事業に係る経費を算定の基礎に含めて、交付決定しているものがあつた。

(総務課) ー改善済

- ② 旅費の支出において、鉄道賃に係り座席指定料金の算定が漏れていたことや、経路の誤りに伴い旅客運賃と新幹線の特急料金の算定を誤ったことにより、その結果 1 件600円の過払いのものがあつた。

(人事課) ー改善済

- ③ 旅費の支出において、出張期間を 1 泊 2 日とした出張命令を発していたが、結果として、2 日目に公務はなく日帰りが可能であつたにもかかわらず、出張命令を変更していなかったことにより、4 件20,400円の過払いのものがあつた。

(人事課)

○ 意見・要望事項

- ① 旅費に係る日当において、午前中に帰庁する場合や午後から出張する場合には総務部長通知に基づき日当を減額調整して支給することとされているが、複数の部局で当該事例における午前と午後の基準とする時間について解釈の違いが生じていたことから、統一的な取扱いとなるよう、周知徹底を図られたい。

市民生活部

○ 指摘事項

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 部をまたぐ複数課で決裁を行っている国民健康保険の葬祭費に係る前渡資金の精算において、旭川市会計規則では精算残金がある場合、用務終了後 5 日（市の

休日を除く。)以内に返納することとされているが、この期間内に返納されていなかった。

(市民課, 神居支所, 永山支所, 東旭川支所, 神楽支所, 西神楽支所, 東鷹栖支所)

- ② 旅費の支出において、鉄道賃で一部の区間が算定されていなかったことや、経路の誤りに伴い旅客運賃の算定を誤ったことのほか、昼食が用務先で提供される場合に必要の日当の減額調整を行っていなかったことにより、2件670円の未払いのもの、1件700円の過払いのものがあつた。

(市民活動課, スポーツ課) -改善済

○ 意見・要望事項

- ① 旭川市市民委員会活動補助金に係る申請団体の収支予算書において、補助金交付要領等では補助対象としていない本市からの他の補助金等を充てている経費を対象としているものや、経費の使途が不明確なものなどが散見された。これらの団体に対しては、聞き取りを行うことなどにより、補助対象経費を正しく再算定した上で交付決定しているものの、意思決定文書に審査の経過が記載されていなかった。審査の経過を明記することは、意思決定の過程におけるチェック機能を高めることにも繋がることから、補助金交付事務について、より透明性が確保されるよう必要な見直しを検討されたい。

福祉保険部

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 視覚障害者情報提供施設運営費補助金の交付決定額について、交付要綱ではその算定過程で補助対象経費から市補助金以外の収入額を控除するものとしているが、一部の収入を控除せずに算定したことにより、24,566円過大に交付決定し、概算払していた。

(障害福祉課)

[検討を要するもの]

- ① 旭川市民生児童委員協議会活動推進補助金において、交付決定時に支出内容が明らかではない予備費等を補助対象経費に算入しており、交付要綱で規定された補助対象経費に該当するか不明確なまま補助対象としているものが多数見受けら

れたことから、補助対象となる経費の明確化を図るための手法について検討されたい。
(福祉保険課)

保	健	所
---	---	---

特に指摘事項なし。

環	境	部
---	---	---

特に指摘事項なし。

農	政	部
---	---	---

特に指摘事項なし。

土	木	部
---	---	---

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

① 旭川市街路灯設置補助金において、交付規則で工事完了の検査に必要とされている書類に次のような不足や誤りがあるにもかかわらず、そのまま受理し補助金額を決定しているものがあつた。
(土木管理課)－改善済

- ・ 工事完了届に添付して提出しなければならないとされている電気供給事業者の発行するしゅん工調査票や、工事代金に係る請求書又は支払を証する書類の写しが提出されていないもの
- ・ 工事代金に係る支払を証する書類の金額に誤りがあるもの

② 旭川市街路灯設置補助金の補助金額の算定に当たり、街路灯の設置に要する費用を算定の基礎としているが、消費税等を二重に計上しているものや交付申請時から工事代金の変更が生じているものについて、確認が不十分なまま補助金額を決定したため、2件12,016円過大に支出していた。
(土木管理課)－改善済

[検討を要するもの]

- ① 旭川市街路灯設置補助金において、交付規則で補助対象経費は街路灯の設置に要する費用と規定されているが、この対象となる経費の整理が不十分であり、その結果、補助対象経費に該当するか不明確な費用を含めたまま補助金額を決定しているものが散見されたため、補助対象となる経費の明確化を図るよう検討されたい。
(土木管理課)

○ 意見・要望事項

- ① 旭川市街路灯維持補助金において、規則では街路灯の電気料金に対する補助を受けようとする者は、申請書に前年度の電気料金の領収書等の支出証拠書類を添えて申請しなければならないとされているが、担当課は1年分の電気料金の領収書等になると膨大な量になるとして、交付申請時に受付を担当した職員が領収書等とその金額が記載された月別電気料金表とを照合し、一致していれば月別電気料金表の提出を受けることで領収書等の支出証拠書類の提出は求めている。

しかし、補助金額の決定に当たっては、補助内容に適合しているか審査を行うため、旭川市補助金交付基準において、原則、支出証拠書類の提出を義務付けており、例外的に関係書類の枚数が大量である場合は、抽出による確認や実地調査等により提出を省略することもできるとされている。この点、当該補助金の対象は電気料金の支出のみで関係書類が大量とはいえず提出も可能であり、また、補助金額の算定根拠を明らかにし受理後の審査の徹底を図るためにも、交付申請時には領収書等の支出証拠書類の原本又は写しの提出を受けるよう事務処理方法を見直されたい。

第 2 財政援助団体監査

1 監査の対象団体等

本監査については、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、市職員が事務局機能を担う外郭団体で、前年度に貸付金において不適正な事務が発生したことから、市が財政援助を行っている団体のうち、外郭団体を対象とした上で、過去の監査の実施状況を踏まえて決定した。

対 象 団 体	旭川市生物多様性保全推進協議会
財政援助の内容	旭川市生物多様性保全推進協議会負担金
監査の対象事務	平成28年度における財政援助に係る出納その他の事務
補助金等の額	平成28年度 3,305,746円
所 管 部 局	環境部

2 監査の実施期間

平成29年12月1日から平成30年3月16日まで

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク（対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。）及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	
・ 法令等に反する財政的援助	所	・ 補助金等の財政的援助の決定は法令等に適合しているか。 ・ 交付要綱は適正に整備されているか。 ・ 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由等は妥当か。
・ 公益上の必要性に乏しい事業（団体）への交付	所	・ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。 ・ 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。 ・ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。 ・ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。 ・ 補助金等に関する条件の内容は明確か。

重要リスク	監査の着眼点	
・ 交付額や交付時期の誤り	所	・ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
	団	・ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
・ 対象外の経費への充当	所	・ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。 ・ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。 ・ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
	団	・ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。 ・ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が対象事業以外に流用されていないか。 ・ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
・ 団体の不適切な経理	団	・ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ・ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。 ・ 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。 ・ 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。 ・ 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。 ・ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

注) 監査の着眼点の「所」は所管部局関係、「団」は団体関係を表示

4 監査の方法

財政援助を行った所管部局及び対象団体から提出された資料に基づき、団体の事務事業の実施状況を聴取し、主に補助金等の申請から収支の精算に至るまでの事務が適正に執行されているかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査により関係諸帳簿及び書類の照合、関係職員への質問等、必要な方法を取り監査を実施した。

5 監査の結果

財政援助団体の補助金等に係る事務について監査した結果、補助の目的に則して処理されておりおおむね適正であると認められた。今後とも補助による効果を確認しながら、より適正な補助事業の執行に努められたい。

旭川市生物多様性保全推進協議会

○ 指摘事項

(1) 団体に関する事項

特に指摘事項なし。

(2) 所管部局（環境部）に関する事項

特に指摘事項なし。

第 3 出 資 団 体 監 査

1 監査の対象団体等

本監査については，市民サービスへの影響，財政負担の有無，発生可能性の観点からリスクの重要度を評価し，当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては，市が資本金等の4分の1以上の出資を行っている6団体の中から過去の監査の実施状況を踏まえ，前回の平成24年度実施から一定の期間を経ている次の団体に決定した。

対 象 団 体	株式会社 旭川振興公社
資 本 金	10,000千円
市 出 資 額	7,000千円（市出資割合70.0%）
所 管 部 局	総務部

2 監査の実施期間

平成29年12月 1 日から平成30年 3 月16日まで

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり，重要リスク（対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。）及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	
・ 必要性の乏しい団体への出資	所	・ 出資目的及び出資金額等は妥当か。
・ 出資に係る権利の不行使，喪失	所	・ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。 ・ 出資金等の支出手続は適正か。 ・ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され，決算書類に適正に表示されているか。 ・ 増，減資等はあるか。また，配当がある場合には，配当金は確実に収入されているか。 ・ 有価証券の保管は良好か。

重要リスク	監査の着眼点	
・ 出資（設立）目的にそぐわない団体運営	団	・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。 ・ 団体が一般財団法人となっている場合、出捐した財産は計画に基づき適切に公益目的のために使用されているか。
・ 団体の経営成績、財務状態の悪化	所	・ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
	団	・ 経営成績及び財政状態は良好か。 ・ 経済性、効率性、透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約についての契約事務は適切か。
・ 団体の不適切な会計経理	所	・ 出資団体に派遣している職員があり、給与を負担している場合、その根拠は条例に規定されているか。
	団	・ 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。それらの諸規程に基づいた事務が執行されているか。 ・ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。 ・ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。 ・ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ・ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。 ・ 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。 ・ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。 ・ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。 ・ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

注) 監査の着眼点の「所」は所管部局関係、「団」は団体関係を表示

4 監査の方法

資本金を出資した所管部局及び対象団体から提出された資料に基づき、団体の事務事業の実施状況を聴取し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までについて、監査の着眼点を踏まえ、試査により関係諸帳簿及び書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

5 監査の結果

団体の事業に係る出納その他の事務について監査した結果、事務処理上の不備不適事項が見受けられた。

結果は以下のとおりであり、指摘等を受けたことに十分留意するとともに、今後とも設立目的に沿った適切な事務の執行に努められたい。

株式会社 旭川振興公社

○ 指摘事項

(1) 団体に関する事項

[改善を要するもの]

- ① 旅費の支給については、当団体の就業規則において定めのあるものを除き、旭川市職員の取扱いを準用することとしているが、鉄道賃について、座席指定料金の算定が漏れていたことや、昼食代が参加負担金で負担される場合に必要な日当の減額調整を行っていなかったことにより、21件22,880円の未払いのもの、2件2,400円の過払いのものがあった。

[検討を要するもの]

- ① 貯蔵品である切手等について、当団体において受払簿を整備し管理しているが、次のとおり管理体制が不十分である状況が見受けられた。

切手等はその性質上、現金と同様に管理されるべきものであることから、受払の状況を明らかにするとともに、厳正に管理する方策を講じるよう検討されたい。

 - ・ 受払の確認を担当者のみが行っていた。
 - ・ 残高を受払簿に記載していなかった。
 - ・ 受払簿の受払内容と実際の残高が一致していなかった。
 - ・ 営業時間内において、施錠されない担当者の机の引き出しで保管されていた。

- (2) 所管部局（総務部）に関する事項
特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

- ① 現金の取扱いについて，当団体では各事業所における現金出納事務の手順を定めているが，事業所の中には，日々行うこととされている手順のうち，人員の都合により売上金の金融機関への入金を週に1回しか実施できていないなどの状況があったことから，実態と当該現金出納事務の手順との整合性を図るよう検討されたい。

株式会社旭川振興公社の概要

1 設立目的及び事業内容

(1) 設立目的

公共のため必要とする不動産の取得及び売却並びにあつせん、駐車場、スキーリフト等公共事業の経営のほか、市の委託を受けた事業を執行し、都市機能の維持増進と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

ア 直営事業

- (ア) 本社（不動産の販売，叢書，図面及び旭山動物園グッズの販売）
- (イ) 建物賃貸（振興公社ビル，大雪アリーナ，緑が丘店舗，旭山動物園東門）
- (ウ) 直営駐車場（8条路上駐車場）
- (エ) 伊ノ沢スキー場ロープトウ事業の運営
- (オ) 旭山雪の村事業の運営
- (カ) 旭川廃棄物処理センターの運営
- (キ) プロ野球公式戦開催の業務協力

イ 受託事業

(ア) 指定管理者制度に係る業務受託

- ・ 大雪アリーナの管理業務及び売店・貸スケート等付帯事業の運営
- ・ ときわ市民ホール及び勤労者福祉総合センターの管理運営
- ・ 7条駐車場の管理業務
- ・ 忠和テニスコートの管理業務及び売店等付帯事業の運営
- ・ 柔道場の管理業務
- ・ 東部スケートリンクの造成，管理運営業務及び貸スケート等付帯事業の運営

(イ) 一般の業務受託

- ・ 振興公社ビルの管理運営
- ・ 最終処分場の管理運営
- ・ 旭川小学校及び西御料地小学校プールの管理業務
- ・ 花咲スケートリンクの造成，管理業務及び貸スケート等付帯事業の運営
- ・ 刈払機貸出業務
- ・ 違反広告物除却業務
- ・ 富沢クロスカントリースキーコースの圧雪及び管理棟の管理業務
- ・ バーサーロペット・ジャパン圧雪業務
- ・ 北彩都あさひかわ冬期イベント開催業務

2 団体資本金

10,000,000円（うち旭川市出資7,000,000円 出資率70.0%）

3 役職員数（平成29年3月31日現在）

取締役7人，監査役2人，職員140人（うち嘱託職員53人，臨時職員33人，パートタイマー23人を含む。）

4 平成28年度の事業実績

(単位:千円)

事業及び事業内容			売上高
直営事業	土地販売及び賃貸事業	不動産の取得・売却及び賃貸	3,421
	大雪アリーナ事業	建物賃貸等	201,768
	振興公社ビル事業	建物賃貸	103,885
	緑が丘店舗事業	建物賃貸	3,882
	旭山動物園東門事業	建物賃貸	63,319
	駐車場事業	(8条路上駐車場)	6,279
	スキーリフト事業	(伊ノ沢スキー場他)	8,631
	雪の村事業	旭山雪の村運営	30,537
	廃棄物処理事業	(旭川廃棄物処理センター)	313,432
	図面販売・販売品事業	図面・旭山動物園グッズ・旭川叢書販売他	68,944
受託事業	ときわホール事業	指定管理者・業務受託	107,436
	7条駐車場事業	指定管理者	21,804
	違反広告物除却等事業	業務受託	1,300
	忠和テニスコート事業	指定管理者	8,694
	プール事業	業務受託(旭川小プール・西御料地小プール)	3,580
	スケートリンク事業	指定管理者(東部スケートリンク)、業務受託(花咲スケートリンク・駅前スケートリンク)	29,055
	柔道場事業	指定管理者	1,237
	旭川市廃棄物処分場事業	業務受託	114,858
合 計			1,092,062

<資料 2 >

損 益 計 算 書

自 平成28年4月 1日

至 平成29年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額	
【 売 上 高 】		
業 務 受 託 収 入	149,007,037	
受 取 地 代	3,421,297	
賃 貸 共 益 費 収 入	171,085,187	
大 雪 ア リ ー ナ 収 入	201,767,797	
駐 車 場 収 入	6,279,075	
と き わ ホ ー ル 収 入	107,215,778	
ス キ ー リ フ ト 収 入	2,623,094	
ス ケ ー ト リ ン ク 収 入	29,055,256	
雪 の 村 収 入	30,536,727	
忠 和 テ ニ ス コ ー ト 収 入	8,694,399	
廃 棄 物 処 理 セ ン タ ー 収 入	313,340,044	
販 売 品 売 上	68,917,310	
図 面 売 上	118,732	1,092,061,733
【 売 上 原 価 】		
販 売 品 売 上 原 価	61,873,454	
図 面 売 上 原 価	32,130	
食 堂 ・ 売 店 原 価	17,348,054	79,253,638
売 上 総 利 益		1,012,808,095
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	741,218,948	
減 価 償 却 費	208,959,905	
ソ フ ト ウ エ ア 償 却	2,204,347	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	238,590	
退 職 給 付 費 用	34,023,223	986,645,013
営 業 利 益		26,163,082
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,961,242	
雑 収 入	12,757,191	
災 害 防 止 費 用 戻 益	13,409,945	29,128,378
【 営 業 外 費 用 】		
支 払 利 息	15,098,714	
長 期 前 払 費 用 償 却 費	8,686,109	
雑 損 失	54,713	23,839,536
経 常 利 益		31,451,924
【 特 別 利 益 】		
賞 与 引 当 金 戻 入	952,729	952,729
【 特 別 損 失 】		
固 定 資 産 除 却 損	579,064	579,064
税 引 前 当 期 純 利 益		31,825,589
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		9,494,798
法 人 税 等 調 整 額		▲ 353,674
当 期 純 利 益		22,684,465

注) 本表は、当会社の決算書から抜粋したものである。

<資料3>

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【 流 動 資 産 】	【 1,425,675,995 】	【 流 動 負 債 】	【 1,868,191,463 】
現金及び預金	321,943,098	短期借入金	1,585,000,000
売掛金	663,448	一年以内返済長期借入金	128,820,500
販売用土地	997,890,868	リース債務	12,162,852
販売品	43,855,129	未払金	83,389,878
図面販売品	20,640	未払法人税等	2,552,200
受託販売品	45,140	未払消費税等	7,808,000
貯蔵品	2,319,957	前受金	1,845,816
前払費用	1,846,885	預り金	6,059,491
未収金	50,923,012	保証金	28,470,816
短期貸付金	2,000,000	賞与引当金	12,081,910
繰延税金資産	4,406,408	【 固 定 負 債 】	【 1,543,842,050 】
貸倒引当金	▲ 238,590	長期借入金	579,241,000
【 固 定 資 産 】	【 2,957,018,517 】	別途借入金	892,100,000
(有形固定資産)	(2,707,309,339)	リース債務	53,225,964
建物	1,684,096,798	敷金	8,028,720
建物附属設備	45,606,575	退職給付引当金	11,246,366
構築物	308,916,741	負債合計	3,412,033,513
車両及び運搬具	845,039	純 資 産 の 部	
機械装置	191,380,446	【 株 主 資 本 】	【 970,660,999 】
什器備品	8,697,870	資本金	10,000,000
土地	384,939,203	(利益剰余金)	(960,660,999)
リース資産	58,287,667	利益準備金	2,000
建設仮勘定	24,539,000	その他利益剰余金	960,658,999
(無形固定資産)	(4,356,275)	退職積立金	4,000,000
電話加入権	805,031	別途積立金	350,000,000
ソフトウェア	3,551,244	繰越利益剰余金	606,658,999
(投資等その他の資産)	(245,352,903)		
投資有価証券	37,200,028		
出資金	50,000		
長期未収金	123,000		
供託金	9,984,000		
保険積立金	51,267,072		
預託金	204,530		
繰延税金資産	4,309,576		
長期前払費用	142,214,697	純 資 産 合 計	970,660,999
資産合計	4,382,694,512	負債及び純資産合計	4,382,694,512

注) 本表は、当会社の決算書から抜粋したものである。